

## e nひかり電気 重要事項説明書

e nひかり電気は、株式会社縁人がe nひかりご契約者様へ提供する電力小売供給サービスです。

本書面は、電気事業法第2条の13第2項（供給条件の説明等）に基づき、電力小売供給サービスをご利用される際に、事前にご理解いただく事が必要な重要事項を説明するものです。ご契約前に必ずご確認ください。  
また、弊社のプライバシーポリシーの詳細につきましては、下記のWEBサイトに記載しております。  
<https://縁人.jp/pq464.html>

### e nひかり電気サービス

e nひかり電気は、日本卸電力取引所等から仕入れた電力を、東京電力等の一般送配電事業者が管理する送配電網を利用し、株式会社縁人がe nひかりのオプションサービスとしてe nひかりをご契約のお客様へ提供する電力小売供給サービスです。

小売電気事業者：株式会社 縁人 （小売電気事業者登録番号：A0742）

#### <カスタマーサポートセンターについて>

弊社ではe nひかり電気お申込み後の、「ご契約内容のご案内」「契約締結後交付書面」の発送、各種お問い合わせへのご対応、契約変更・解約・保守関連窓口として、e nひかりカスタマーサポートセンターを設けています。

e nひかり電気は、e nひかりのオプションサービスの為、ご利用料金のご請求はe nひかり料金と合算してNTT 東西に回収代行を依頼しております。e nひかりお支払方法の変更に関するお問合せは、NTT 東西の料金お問合せ先へご連絡下さい。

#### e nひかりカスタマーサポートセンター概要

名称	e nひかりカスタマーサポートセンター
電話番号	03-5534-9997
営業日	平日土日祝日 (年末年始 12/28-1/7 は休業)
営業時間	10:00-19:00 (最終受付 18:30 迄)

※ 営業時間外の録音対応はございません。営業時間内に再度おかけ直してください。

#### お支払方法の変更に関するお問合せ先

名称	NTT 東日本料金お問い合わせ先
電話番号	0120-002-992
名称	NTT 西日本料金お問い合わせ先
電話番号	0120-747-488
営業日	平日のみ (土日祝日・年末年始 12/29-1/3 は休業)
営業時間	9:00-17:00 ※

※ 営業時間外の録音対応はございません。営業時間内に再度おかけ直してください。

※ e nひかりが何等かの理由により開通していない状態でe nひかり電気のみご契約の場合はカスタマーサポートセンターへお問合せ下さい。

#### <お申し込みの方法>

e nひかり電気のお申し込みは (<https://enhikari.jp/>) のお申し込みフォームよりお申し込みいただけます。

お申込み時にご登録いただいたメールアドレスに対し申込内容の確認のメールが自動で送信されますので、内容の確認をお願いいたします。

#### <供給開始の予定年月日>

お申し込み後、弊社よりお申込み内容の確認のご連絡をさせていただき、その後供給開始の予定日をご案内させていただきます。現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

### <電気料金及び算定方法>

e n ひかり電気の料金は以下の合計と致します。

**e n ひかり電気オプション（基本料金） + 従量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 毎月の電気利用料金**

e n ひかり電気のご利用には e n ひかりのご契約が必要となり、別途 e n ひかりのご利用料金がかかります。

従量料金についてはお客様がご利用いただくエリアにより以下の通り異なります。

燃料費調整額は当社電気供給約款別表 2 電気料金定義書第 5 表に記載があるよう金額への反映はございません。

電気料金は一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき計算します。料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合でも、再生可能エネルギー発電促進賦課金や e n ひかり電気オプション（基本料金）の日割り計算はしておりません。1ヶ月分お支払いいただきます。

エリア	e n ひかり電気オプション（基本料金）	従量料金
北海道電力	10A~60A まで 又は 6kVA まで 390 円(税込)	26.1 円(税込)/ kWh
東北電力		22.8 円(税込)/ kWh
東京電力		21.3 円(税込)/ kWh
中部電力		20.7 円(税込)/ kWh
北陸電力		19.0 円(税込)/ kWh
九州電力		20.0 円(税込)/ kWh
関西電力	6kW まで 又は 6kVA まで 390 円(税込)	18.2 円(税込)/ kWh
中国電力		19.5 円(税込)/ kWh
四国電力		21.3 円(税込)/ kWh

ビジネスユーザー相当（60A・6KW・6KVA を超えるお客様又は動力契約のお客様）につきましても、暫定的に追加料金なしで個人のお客様同様の料金にて提供させていただく場合がありますが、ご契約後実際のご利用量等により、ビジネスユーザー向け料金の設定を行う場合がございます。なるべく追加料金等いただかずに提供したいと考えておりますが、追加料金が必要と判断させていただいた場合、該当のお客様に対し、30 日前までにその旨を通知致します。

### <工事費等>

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

### <契約電流・契約容量・契約電力>

e n ひかり電気の契約電流・契約容量・契約電力は、原則として、現在ご契約中の小売電気事業者との契約の通りとなります。

### <供給電圧および周波数>

(1) 供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトです。動力の場合、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数 50 ヘルツ（北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は 60 ヘルツ・東京電力管内）もしくは標準周波数 60 ヘルツ（中部電力管内※一部地域は 50 ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管

内・九州電力管内) です。

#### <計量・料金算定について>

(1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

(2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

(3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとに e n ひかり電気ご利用明細確認ページにてお客さまにお知らせいたします。

en ひかり電気ご利用明細確認ページ URL: <https://enhikari.jp/denki/index.php/login>

#### <お支払い方法>

(1) 毎月の電気料金については、e n ひかりの料金と合算して請求いたします。当社指定のクレジットカードおよび口座振替にてお支払いいただけます。

(2) e n ひかりの解約月の末日までに他社電力小売事業者にスイッチングが完了しない場合等、e n ひかりの契約が無い状態でも電力を供給した場合、当社が指定した金融機関に振り込みによりお支払い又はマイペイメントサービス（携帯端末コンビニ収納サービス）にてお支払いいただけます。尚その際の振り込み手数料又はマイペイメントサービス決済手数料 220 円（税込）はお客様負担となります。

#### <お客さまのご協力>

(1) 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

(3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただけます。

#### <契約期間>

契約期間は、料金適用開始日から 1 ヶ月間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 ヶ月間延長します。

1 ヶ月以内に解約となった場合でも違約金等解約に伴う特別な費用の請求はございません。

#### <お客様からの申し出による契約の変更・解除>

(1) 契約の変更の際は、上記カスタマーサポートセンタへお申し出ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

(3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、上記カスタマーサポートセンタへ解約希望日 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となります。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様へ請求させていただきます。

#### <当社からの申し出による契約の解約>

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 10 日前までに通知いたします。

- (1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客様がその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を 30 日経過してもお客様が料金を支払わない場合
- (4) お客様が支払いを要することとなった電気料金以外の債務の支払を 30 日以上延滞している場合
- (5) お客様がその他電気供給約款に違反した場合

#### <クーリング・オフについて>

当社から勧誘を受け、契約をされた場合、契約が締結した日または「ご契約内容のご案内（契約書面）」の受領日から起算して 8 日間、契約の解除を行うことができます。なお、事業者用やインターネット上で申込みをされた場合はクーリング・オフの適用はございません。

#### <個人情報の共同利用について>

当社は電力の供給・廃止等の e n ひかり電気のサービスを提供するにあたり、

必要な業務遂行の為に以下の者のうち必要な範囲の事業者限定して、お客様の個人情報を共同で利用します。

- ◆小売電気事業者（当社のような直接お客様に電力を小売りする会社）
- ◆一般送配電事業者（東京電力や関西電力等大手電力会社）
- ◆電力広域的運営推進機関 <https://www.occto.or.jp>
- ◆ネガワット事業者 <https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>

##### (1) 共同利用の目的

- ・ 託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- ・ 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次 ※のため
- ・ 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ・ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ・ ネガワット取引に関する業務遂行のため

##### (2) 共同利用する情報項目

- ・ 託基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ・ 供給（受電）地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引入柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ・ ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

##### (3) 共同利用の管理責任者

- ・ 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ・ 供給（受電）地点に関する情報:供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ・ ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事

業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

**<その他>**

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。